

学校運営部会

担当 師崎中学校 筒井 重光

PTAに関わる提案事項

【組織関係】

- ① 各中学校区の世帯数を15で割る。
→ 委員（役員含む）計17名（内海6、豊浜4、師崎4、日間賀3 ※端数切り捨て）
- ② 各中学校区で選挙を行い、委員を選出する。
- ③ ローテーション表に従い、互選により役員を決める。所属部を決定する。

R5《役員》

会長1（内海） 副会長3（豊浜【母代】・師崎・日間賀）

書記2（内海・豊浜） 会計2（師崎・日間賀） 会計監査2（内海・豊浜）

	R5	R6	R7	R8
会長	内海	豊浜	師崎	日間賀
副会長（母）	豊浜	師崎	日間賀	内海
副会長	師崎	日間賀	内海	豊浜
副会長	日間賀	内海	豊浜	師崎
書記	内海・豊浜	豊浜・師崎	師崎・日間賀	日間賀・内海
会計	師崎・日間賀	日間賀・内海	内海・豊浜	豊浜・師崎
会計監査	内海・豊浜	師崎・日間賀	内海・豊浜	師崎・日間賀

《委員会》※委員長は会長・副会長以外の役員が務める。

- ・広報委員会4... 副会長1【母代】、書記2、委員1
- ・体育安全委員会4... 副会長1、会計1、委員2
- ・環境整備委員会5... 会長1、会計監査2、委員2
- ・教育活動支援委員会4... 副会長1、会計1、委員2

【委員会の取り組みについて】

○広報委員会

- ・PTA新聞の発行
- ※学期末（計3回）

○体育安全委員会

- ・体育祭PTA種目の企画・運営（10月）
- ・マラソン大会への協力（12月）
- ・登下校の見守り・あいさつ運動

○環境整備委員会

- ・除草作業の企画・運営（8月）
- ・資源回収の企画・運営（11月）
- ※内海地区で実施

○教育活動支援委員会

- ・校外学習、総合学習、部活動の支援
- ・学習支援ボランティアの推進
- ・メディアコントロールの推進

※家庭教育教室については、母親代表が中心となって活動を進める。

【会費について】

○生徒数（R5... 307名）で月額300円を集める。（R5... 計1,105,200円）

【今後の予定】

- 3月17日（木） 再編委員会にてPTA規約の提案→規約の修正および各校PTAとの調整
- 3月下旬（メール） 各校への依頼（PTA関係）、閉校記念誌および記念品についての提案
- 4月初旬 各校PTA委員会にて統合中PTA規約（案）の確認
- 4月中旬 PTA総会（各校）にて提案

〇〇中学校PTA規約（案）

第 1条 〔名 称〕

本会は南知多町立〇〇中学校PTAと称し事務局を〇〇中学校に置く。

第 2条 〔目 的〕

本会の目的は次のとおりとする。

- 1 学校・家庭及び地域社会における生徒の福祉増進につとめる。
- 2 会員相互の親睦をはかり教養を高める。
- 3 家庭と学校との関係をいっそう緊密にし、協力して生徒の心身の健全な育成をはかる。

第 3条 〔方 針〕

本会の方針は次のとおりとする。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は非営利的、非宗教的、非政党的な団体として活動し、いかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第 4条 〔会 員〕

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正 会 員 本会に在籍する生徒の父母又は保護者及び本校職員
- 2 特別会員 学区に在住し、会の目的に賛同する希望者

第 5条 〔役 員〕

この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 4名（内1名は校長） 母親代表 1名（副会長を兼ねる）

書記 4名（内2名は教頭・教務主任）

会計 3名（内1名は校務主任）

会計監査 2名

第 6条 〔役員・委員の選出と任期〕

役員及び委員の選出と任期は次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、委員会で互選し総会で承認を得る。
- 2 委員は別に定める方法によって選出する。
- 3 役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7条 〔役員・委員の任務〕

役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は会長の命を受けて事務を処理する。
- 4 会計は会長の命を受けて会計事務を司る。
- 5 会計監査は会計事務を監査する。
- 6 委員は委員会に出席してその審議に加わり、計画の実践に協力する。

第 8 条 〔会 議〕

本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総 会 年1回以上。会長はこれを召集し、次のことを決める。
役員の承認、予算・決算の審議決定、その他重要事項。
- 2 委員会 会長はこれを召集し、次のことを決める。

第 9 条 〔定足数〕

本会の会議は2分の1以上を定足数とし、出席者の過半数で決める。

第10条 〔経 費〕

本会の経費は次のとおりとする。

- 1 会費
- 2 寄付
- 3 その他の収入

第11条 〔会 費〕

本会の会員は会費を納めなければならない。会費は生徒1名につき月額300円を集めることとする。

第12条 〔会計年度〕

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 〔専門委員会〕

本会に次の専門委員会を置く。

- ① 広報委員会
- ② 体育安全委員会
- ③ 環境整備委員会
- ④ 教育活動支援委員会

第14条 〔専門委員会の任務〕

専門委員会の任務は次のとおりである。

- 1 広報委員会は、広報誌に関する事項を担当する。
- 2 体育安全委員会は、体育・生活安全に関する事項を担当する。
- 3 環境整備委員会は、環境整備・資源回収に関する事項を担当する。
- 4 教育活動支援委員会は、教育活動支援・部活動支援に関する事項を担当する。

第15条 〔規約の改正〕

規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により行うことができる。

第16条 〔内規〕

この規約の運用を容易にするため内規を定める。

<付 則>

この規約は令和5年4月1日より実施する。

- ※〇〇中学校の令和5年度PTA総会で承認を受け、正式に実施する。
- ※ただし、令和4年度中に役員・委員の選出を行う必要があるため、令和4年4月の内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校、日間賀中学校のPTA総会で承認を得ることとする。

〇〇中学校PTA内規（案）

第1条 〔目的〕

〇〇中学校PTA規約を円滑に運用することを助けるため、内規を定める。

第2条 〔委員の選出〕

- (1) 委員は地区別に選挙を行い、新委員を選出する。（世帯に対して投票する）
地区別の選挙区は、現住所を原則とする。
- (2) 委員数は17名とする。ただし、世帯数の増減に伴い、協議によって定数増減を行う。（男女の人数は問わない）
- (3) 委員の地区別定数は次のとおりとする。

内海地区	6名	豊浜地区	4名
師崎地区	4名	日間賀地区	3名

- (4) 投票名簿の作成にあたり、事前に予備調査を行い、代表保護者氏名を報告してもらう。なお、代表保護者とは、父母のうちおもにPTA活動を担う方とする。
- (5) 投票名簿は、地区別に作成し、代表保護者氏名・生徒名を学年降順で掲載する。ただし、同学年内はランダムに並び替えることとする。
- (6) 新委員の選出については、次に記した会員は選出の対象から除外する。
 - ① 中学校PTA会長・母親代表経験世帯。（永年選出対象外）
 - ② 中学校PTA役員（会長・母親代表を除く）および委員経験世帯は、2年間委員に選出されない。
 - ③ 各小学校における当該年度の委員世帯。
- (7) 新委員の選出は、3月中旬までに行い本人に委嘱する。
- (8) 年度途中において委員に欠員が生じてもこれを補充しない。

第3条 〔役員を選出〕

- (1) 会長は4地区で交替により選出する。なお、令和5年度会長は、内海地区より選出する。
- (2) 保護者より選出する副会長については、会長選出地区以外で1名ずつ（計3名）選出する。3名のうち、母親代表を1名選出する。（母親代表は家庭教育教室を担当する。）
なお、令和5年度母親代表は、豊浜地区より選出する。
- (3) 保護者から選出する書記については、会長及び母親代表選出地区より選出する。なお、令和5年度書記は、内海・豊浜地区より選出する。
- (4) 保護者から選出する会計については、会長・母親代表選出地区以外の2地区より選出する。なお、令和5年度会計は、師崎・日間賀地区より選出する。
- (5) 会計監査は、会長及び母親代表選出地区より選出する。なお、令和5年度書記は、内海・豊浜地区より選出する。
- (6) 委員確定後、第1回目の委員会において役員を選出する。